

加賀市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

令和5年6月30日
告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、国の内示及び予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。)第29条第1項に規定する間接補助金を加賀市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業の補助金として交付することについて、国交付要綱並びに加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び加賀市補助金交付規則において使用する用語の例のほか、次のとおりとする。

- (1) PPA契約 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気の供給を受けて使用している者が、電気と環境価値が紐付いた状態で電気を調達し消費する契約形態をいう。
- (2) 市内事業者等 市内に本店、支店、事務所、事業所若しくは工場を有し、又は市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象事業、補助対象経費、補助金額及び補助対象者は、別表に定めるとおりとする。

(2以上の補助対象者による申請方法)

第4条 補助対象事業を2以上の補助対象者が共同で実施する場合には、補助金の交付の申請に関し、いずれかが代表して行う方法(以下「代表申請」という。)又は共同で行う方法(以下「共同申請」という。)のいずれかによるものとする。

(代表申請)

第5条 代表申請による申請があった場合は、代表申請による申請をした者(以下「代表事業者」という。)を補助金の交付の対象とする。

2 代表事業者は、補助対象事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。

3 代表事業者は、補助対象事業の実施に係る全ての責を負うものとし、代表事業者以外の当該申請に係る補助対象者が法令等又はこの告示に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

(共同申請)

第6条 共同申請による申請があった場合は、共同申請による申請をした者(以下「共同申請者」という。)それぞれを補助金の交付の対象とする。

2 共同申請者は、補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの共同申請者が法令等又はこの告示に違反した場合についても当該違反した共同申請者以外の共同申請者がその責を負う場合がある。

(適用除外)

第7条 他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て行われる事業については、この告示による補助金の交付の対象としない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金の種類、補助対象事業、補助対象経費、補助金額及び補助対象者

補助金の種類	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助対象者
屋根置きなど 自家消費型の 太陽光発電	太陽光発電設備(自家消費型)の導入	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(令和5年1月13日環地域事発第 2301131号。以下「国実施要領」という。)別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。	補助対象経費の1/2	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入する太陽光発電設備(自家消費型)を調達するPPA事業者(当該PPA契約に係る入札の応募予定者等を含む。)又は補助対象事業をPPA事業者と共同で実施しようとするもの(以下「共同事

				業者」という。)
	蓄電池の導入	国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。	補助対象経費の2/3(ただし、19万円/kWh(工事費込・税抜き)の2/3を上限とする。)	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入する蓄電池を調達するPPA事業者(当該PPA契約に係る入札の応札予定者等を含む。)又は共同事業者
その他基盤インフラ設備(エネルギーマネージメントシステム)	エネルギーマネージメントシステムの導入	国実施要領別紙2の2(2)ア(カ)に定める交付要件を満たすこと。	補助対象経費の2/3	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入するエネルギーマネージメントシステムを調達する事業者(当該PPA契約に係る入札の応札予定者等を含む。)又は共同事業者
	地域エネルギーマネージメントシステムの導入	国実施要領別紙2の2(2)ア(カ)に定める交付要件を満たすこと。		国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入する地域エネルギーマネージメントシステムを調達する事業者
地域共生・地域裨益型再エネの立地	太陽光発電設備(地域共生・地域裨益型)の導入	国実施要領別紙2の2(2)イ(キ)に定める交付要件を満たすこと。	補助対象経費の1/2	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入する太陽光発電設備を調達する事業者(当該PPA契約に係る入札の応札予定者等を含む。)又は共同事業者
	その他再生可能エネルギー発電設備(バイオマス)の導入	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の2(2)イ(ク)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 市内に事務所又は事業所を有すること。	補助対象経費の2/3	市内において、木質バイオマス発電設備を設置する市内事業者等

ゼロカーボン・ドライブ	EV自動車(カーシェア)の導入	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の2(2)オ(ハ)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 補助金の充当により、リース料負担額のうち補助金充当額相当を減ずること。	車両本体価格の1/3の額と100万円のいずれか低い額	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市に導入するEVを調達するリース事業者(当該リース契約に係る入札の応札予定者等を含む。)
	充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)の導入	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の2(2)オ(ノ)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 補助金の充当により、リース料負担額のうち補助金充当額相当を減ずること。	充放電設備・充電設備補助対象経費の1/2 外部給電器補助対象経費の1/3	国交付要綱第4条第2号に定める事業を実施するため、市が調達するEV公用車に係る充放電設備等を設置するリース事業者(当該リース契約に係る入札の応札予定者等を含む。)